

伊勢原市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢原市空家等の適切な管理に関する条例（令和7年伊勢原市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(規則で定める緊急安全措置)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める安全を確保するための必要最小限の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、外壁材その他の部材で、落下又は飛散のおそれがあるものの養生、打ち付け又は取り外し
- (2) 外壁、ブロック塀その他の工作物で、倒壊のおそれがあるものの補強又は撤去
- (3) 倒木又は枝の落下のおそれがある立木の伐採又は枝打ち
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(通知書)

第4条 条例第6条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（第1号様式）により行う。

(納付命令書)

第5条 条例第6条第4項後段の規定による命令は、納付命令書（第2号様式）により行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。